

生駒市議会：6月制定目指す議会基本条例案、市民の意見募集一か月17日まで

毎日新聞 2013年04月21日 地方版

生駒市議会は、6月議会での制定を目指す議会基本条例案について、市民らの意見を聞くパブリックコメントを5月17日まで実施している。今月27日午後1時から、条例案の説明会が市役所4階大会議室で開催され、質疑応答の場も設けられる。

条例案は前文と25条で構成され、市民との関係では、広報機能と市民の意見を把握するための広聴機能の充実を掲げ、市民懇談会開催を明記した。

一方、市長らが議員の質問に問い返す「反問権」に関し、「(質問の)趣旨確認のための質問をすることができる」とだけ規定。議会基本条例を4月に施行した上牧町の条文「論点を分かりやすくするため、議員の質問及び質疑に対して反問することができる」と比較すると、限定的な内容になっている。

反問権について生駒市議会は、2月開催の市民懇談会での市民意見への回答の中で、行政と議会の情報格差を理由に「反問が行えると、行政監視が充分に行えないとの判断がある」と説明している。

パブリックコメントに関する問い合わせは市議会事務局(0743・74・1111)。**【熊谷仁志】**